

令和 6 年 7 月 3 1 日

市長 様

香芝市議会議長 川 田 裕
【質問者：川 田 裕】

質 問 状

香芝市議会基本条例第 1 6 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり質問するので、
同条第 2 項により速やかに回答して下さい。

香芝市議会議員のパワハラ行為等（２）

昨今、兵庫県庁において知事のパワハラ行為の話題が連日報じられている。真偽の程は未知だが、お亡くなりになられた職員には、心からご冥福をお祈り致します。地方公務員法（以下、「地公法」という。）には、職員は、全体の奉仕者として、職務の遂行を全力で専念する職務の基本基準が規定される。それは、法令等又は上司の命に基づくものであり、その範囲を超える又は違法なものについては専念する義務はない。

また、特別職には地公法の適用はなく、地方公共団体の長、各執行機関の長は勿論、議員についても地公法の適用は受けない。また議員には、職員への指揮命令を行う権限はない。然しながら、最近の弊職の調査により驚くべく事件が発覚した。それは、香芝市議会議員によるパワハラ、違法不当及び不当要求（以下、「パワハラ行為等」という。）である。

現在、法律確認を行っていることから現時点での実名の公表は差し控えるが、パワハラ行為等について以下に質問する。

１．市議会議員の職員に対する恫喝等の数々について

当時の香芝市農政土木管理課での出来事である。それは某市議会議員（以下「議員Ｃ」という。）の数々のパワハラ行為等と思慮する職員への横暴な振る舞いは、市民としても看過できるものではない。

その議員Ｃの行為は、常軌を逸した行為と言わざるを得ず、余りにも数々の行為に一言で言い表すことは困難と云えるが、その主な事象に関し抽出して質問することにする。

先ず一点目は、議員Ｃは平成２９年１１月２日に農政土木管理課を訪れ、職員２名と会議している。その内容は、香芝市の某地にイノシシが出没することから、有害捕獲の許可を求めている。職員は、某地が有害捕獲の実施区域でないことから猟銃使用ができないことを説明するが、議員Ｃは、「市民が困っているのに何かあったら責任を取るのか。」「罾にかかったら職員でたたきにいったらいい。」と有害鳥獣捕獲の狩猟免許を持たない職員に対し、「職員でたたきにいったらいい。」と自動車免許を持たない者へ、「無免許で運転しろ」と同義のことを職員に対し強要している。これらはパワハラ行為等に抵触するものと思慮する。

二点目は、議員Ｃは令和２年１１月２０日に市役所４階の情報公開室を訪れ、情

報公開の写しについて職員２名と会議している。議員Ｃは、自身に開示された行政文書に対し、個人情報保護から一部非開示の部分について開示するようにパワハラ行為等を行っている。職員は、個人情報保護からできない旨を伝えるが、議員Ｃは「そんなんおかしいやろ！そうしたらどうやってわけのんや（謝礼金）。本来は、個人に分配するもんや。」と恫喝している。更に職員に対して、「こんなんおかしい。予算委員会で徹底的に行くからな。と更に恫喝している。

三点目は、議員Ｃは令和２年１２月２３日に農政土木管理課を訪れ、庁舎内のカウンター内に無断で立ち入り、職員の自席まで行き、「イノシシの見回り定例点検の日に対策猟友会の〇〇が〇〇に対して「補助員は詐欺や。帰ってくれ。」と言いつてん。免許持っているのに、そういう発言はおかしいやろ。市は〇〇をやめさせろ。」と声を荒げて職員に迫るパワハラ行為等を行っている。驚くべきことに、職員に対して任意団体であるメンバーを、市に辞めさせろと職員に強要していることである。職員は、「市では、〇〇を辞めさせる権限はございません。」と回答する。また、権限のないことを職員が強要されるいわれはない。更に同年１１月２０日に職員が断っている個人情報保護から一部非開示の部分について議員Ｃが開示を求める行為に対して、改めて執拗に過去３年分のイノシシ見回り等の出動記録を提出するように、語気を強めて求めるパワハラ行為等を行っている。職員はできない旨を伝えるが、議員Ｃは謝礼を個人に払えとの旨を語気を強めて職員に迫っているのである。なお議員Ｃは加えて、「３月議会は徹底的にいくからな。イノシシについての一般質問もするからな。以前に、市は有害鳥獣の捕獲について、経験年数が足りないのに許可を出しとる。許可者は、その許可書を香芝警察署にもって行って狩猟免許に有害の押印さしとる。公文書偽造や。〇〇（職員）の出世も止めたるからな」と職員に対して脅迫とも思えるような語気を強めた発言を行っている。尚また、議員Ｃは「３月の予算委員会のときも、過去の有害駆除活動の報告書を提出さすからな。」と個人情報保護を無視した発言を、声を荒げて職員に迫っているのである。庁舎管理規則を無視してカウンター内に立ち入り、議員Ｃに関係すると思われる謝礼金について、個人情報保護に値する氏名の開示を求める、根拠のない理由で「〇〇職員の出世をとめたる。」など、多数のパワハラ行為等を起こしているのである。

議員Ｃはそれだけに留まらず、翌日の１２月２４日にも農政土木管理課を訪れ、無断でカウンター内に立ち入り職員の自席に行く。職員は、「何の件でしょう。」と尋ねると、議員Ｃは昨日同じ理由で、「〇〇が〇〇に対して「補助員は詐欺や」と言うたことや。」と語気を強めて職員に迫る。職員は、「市からは特に〇〇には話して

おりません。あくまでも猟友会内での問題であると考えています。」と回答すると、議員Cは「なんで〇〇に言わんのや。市から許可出しているやろ。市は指導的立場にいてるやろ。」と語気を強めて職員に迫っているのである。職員は説明をするが、議員Cは語気を強め、「もうええわ。3月の予算委員会で徹底的に行くからな。」と恫喝している。これらの議員Cの行為が事実であれば、市民として許される行為ではないのである。

四点目は、令和3年4月16日に議員Cが農政土木管理課を訪れている。議員Cは、「香芝地区から有害確保の申請はもう提出されているのか。」と問うている。職員は、提出されていない旨を回答すると、議員Cは「もう提出していないとおかしいやんか。」と語気を強めて職員に迫っている。職員は、有害の捕獲活動ができる適正な説明をするが、議員Cは「そんなん被害なんかそこら辺にでてるやんか。」と語気を強める。職員は、「被害が出ているので農事実行委員会から香芝市有害鳥獣防止対策協議会宛てに有害鳥獣の捕獲依頼書が提出され、協議会員の奈良県猟友会北葛城支部香芝地区の会長に依頼している。」旨の適正な説明を行う。しかし議員Cは、「そんなんおかしいやんか。議会でそれをお前が説明しにこい。課長にもいうとくから覚えとけよ。」と入庁数年に満たない若い職員を脅迫している。この議員Cの行為が事実なら、パワハラ行為等に該当すると言わざるを得ない。

五点目は、令和4年4月27日に某団体のメンバー2名と議員Cの計3名で香芝市を訪れている。職員は3名で面接し、香芝市2階の会議室で対応している。その内容で議員Cは、「令和3年度の有害鳥獣等捕獲許可申請が提出されたが、〇〇を含む数名が申請されていないがどういうことか。」と問うている。議員C及びその側近の者の推薦がないことから、そのような申請はおかしいと主張している。職員は、「要綱に照らして許可している」旨を回答するが、議員Cは、「そんなんおかしいやん。〇〇にそんなん決める権限はない。」と意味不明な主張を繰り返す。職員は要綱に基づいた処理をしている説明するが、議員Cは、「〇〇が香芝地区役員であるから、その名称で申請する。」と主張する。職員は、「あくまで、協議会は〇〇に依頼を行っているので、香芝地区役員で申請されても、受理できない。」旨を回答する。それに対し議員Cは、「我々は有害活動ができないやんか。それに、街中にイノシシが出ても今のメンバーでは対応できないやろ。できるよう、要綱を変更してくれたらいいやん。」と不当な要求を続ける。しかし職員は、「場当たりの要綱の変更はできません。また、街中にイノシシが出た時は、警察官職務執行法第4条第1項により警察官が対応の主となる。」と応答する。しかし、これらの許可に係る主張は、

議員 C の自身の利益に関する事であり、パワハラ行為等に関する要求である。また、誰を申請するかは任意団体の内部の意思決定であり、香芝市にその権限は有しない。このような協議は、職員は対応する必要もなく、市民の公益に損ずる行為の虞もある。議員 C のパワハラ行為等に抵触する主なものを記したが、市民はこのような市議会議員の立場を利用した横暴な行為は、真実ならば許される行為ではなく、優越的な立場を利用したパワハラ行為等に抵触する出来事と云える。また、刑法に抵触する行為も含まれると思慮することから、以下に質問をする。

(1) 上記した議員 C の行為に対し調査は必須と云える。どのような方法で調査されるか示されたい。また、被調査の職員は調査事項に関わることはできないと思慮するが、その対応についても併せて示されたい。

(2) 上記した議員 C の行為は、刑法に抵触する事案も含まれると思慮するが、調査の結果、刑法に抵触すると判断された場合、刑事訴訟法第 239 条第 2 項の規定により、告発を行うか示されたい。

(3) 上記した議員 C の行為は、三橋市長就任前の出来事であるが、この事実を確認され驚愕されている事件と思慮する。市民から見れば、事象が事実であれば許される行為ではないと思慮するが、三橋市長の見解を示されたい。

(4) 上記した議員 C の行為は、パワハラ行為等に抵触する事象であると思慮するが、香芝市の見解を示されたい。

(5) 上記した議員 C の行為がパワハラ行為等に抵触する場合は、香芝市政治倫理条例に規定する審査会に調査を依頼する事案に該当すると思慮するが、香芝市の見解を示されたい。

2. 香芝市の行政体質の問題について

多くの公益通報と思える投書も含めて、行政職員と思える悲鳴と云える訴えも少なくない。行政職員として香芝市に採用され、特に若い人材は将来の夢と共に地方公務員として活躍することを心にして募集に応じた者が概ねと思慮する。弊職が見る限り、香芝市職員は正義を本旨とし全体の奉仕者として任務に忠実に取り組まれる職員が概ねであると思慮する。しかし「1.」で記したように、議員の優越的地位を利用した違法不当な行為がある場合、職員の苦痛は計り知れないものであると言わざるを得ない。優越的な地位を利用した当該行為を受ける職員が抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い行為を受けることは在ってはならない。当然にその責任は優越的地位を利用した議員が全ての責任を負うことは当たりまえであるが、

労働という概念を思慮した場合、義務のないことを強制される又は理不尽な主張に対し対応する虚しさは、離職の大きな原因の一つにもなりかねない。正義を貫く職員が存在したとしても、上司自身の利益や理不尽な指示により左遷される事例も少なくなく、公益の目的のために正直に職務する職員にとっては悲劇である。

上記した出来事においても、時の上司が適正な対応をしていれば、これだけの長期間にわたる理不尽な議員の要求に対し、対応できないことは理解できない。それは集約するとその時の長の責任と言わざるを得ない。

三橋市長は就任直後から、驚くべきスピードで行政改革に取り組まれ、行政の正常化を進められている。その素晴らしい対応には敬意を表するものである。然しながら、上記した驚愕するような事件が発覚した以上、市長の補助をする職員の保護及び働く環境の整備は必須と思慮する。問題点は一つと考えるが、上記した事象が存在したにも関わらず、その対処が優越的な地位を利用した議員の不正な素行により、議員個人の利益やその関係者の利益を求めることは、本来の行政の事務執行に大きな歪曲を齎し、職員に不要な多大な負担を齎したものと思慮するものである。

以上、質問主意を記したが、この主意に対し質問するものである。

(1) 三橋市長のこの短期における取組は素晴らしいと評価しているものであるが、上記の事象から、どのような適正な行政を構築されて行こうとされるのか、その概念を述べられたい。

(2) 三橋市長は、正直に行政の正義に働く職員に対し、その者が不利益を受けない行政体質の構築に対して、どのような概念をお持ちなのか示されたい。

(3) 三橋市長は、上記した議員のパワハラ行為等が確認されているにも関わらず、それが放置された管理体制について、どのような意見をお持ちなのか示されたい。

香 秘 書 第 9 6 号
令和6年 8月26日

香芝市議会議長 川田 裕 殿

香芝市長 三橋 和史



文書質問に対する回答書の送付について

令和6年7月31日付け川田裕議員の文書質問に対し、別紙回答書を送付する。

川田裕議員提出の文書質問に対する回答書

1 (1)について

一般に、市議会議員から不当な要求を受けた疑いのある事案については、調査の要否の判断も含めて適切に対応していきたいと考えるが、個別の事案については回答を差し控える。

1 (2)について

個別の事案については回答を差し控える。

1 (3)について

個別の事案については回答を差し控える。

1 (4)について

個別の事案については回答を差し控える。

1 (5)について

個別の事案については回答を差し控える。

2 (1)について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、行政執行の全般にわたる姿勢としては、令和6年6月24日香芝市議会本会議において表明した所信のとおり、法令遵守の意識を高く持ち、「法貴きに阿らず、縄曲に撓まず」の精神を職員が一人残らず遺漏なく共有し、行政の執行上における公正性及び公平性の確保をすべてに優先して徹底していく。

そして、市職員が市民にとって、身近な良き相談相手となれるよう、接遇力や行政執務能力を始めとした公務員としての資質向上のための取組を進めていく。

さらに、法制機能の強化とより効率的な行政執行の両立を図ることを目的として、市長の直近下位の部署も含めて組織改編を実施するため、令和6年9月香芝市議会定例会に関係議案を提出する予定である。

2 (2)について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、職務を遂行するに当たって、法令、条例、規則及び規程に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従っ

ている市職員が、市議会議員からの不当な要求を拒否したり、毅然と対応したりすることにより不利益を受けることがないように適切に対処していくことは重要であると考えてる。

2(3)について

一般に、市議会議員から不当な要求を受けた疑いのある事案については、適時適切に対処することが重要であると考えてるが、個別の事案については回答を差し控える。